

名家連ニュース

平成29年9月29日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.485号

◆ 障害年金「事後重症決定後の遡及請求」について ◆

「遡及請求」ができることを知らずに 「事後重症」で障害年金を受給した後も「遡及請求」はできます

いま受けている障害年金を請求したときに、「障害認定日時点の診断書」と「請求日直近時点の診断書」の2通を出していて、かつ、「障害給付請求事由確認書」を添えて『私は、下記の請求事由を確認し、傷病名〇〇〇〇で「障害認定日による請求」を請求事由として、障害給付を請求します。但し、「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」を請求事由として障害給付を請求します。』としたのなら、もう「遡及請求・障害認定日請求」はできません。事後重症請求でしか認められなかった、という結果が出ているからです。

つまり、「事後重症請求」だけしかしなかった(請求日直近の診断書の1通しか用意できなかった)というときにのみ、あらためて「遡及請求・障害認定日請求」としてやり直しができます。

この請求をする場合は、障害認定日以降3か月以内の診断書が必要です。

また、障害認定日請求が認められた場合のみ、現在受給している事後重症による年金を取り下げる「取り下げ書」を提出することになります。

障害認定日請求が認められなくても現在受給している障害年金が無くなってしまいうことはありません。認められれば、障害認定日(遡及の請求日が障害認定日より5年以上経過している場合は、遡及の請求日より5年前)から事後重症請求月の前月分までの年金が振り込まれることになります。

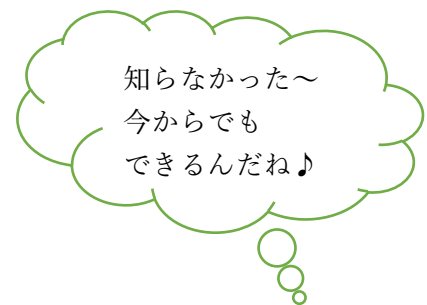
【 再請求のパターン 】

- + A 初診日
- |
- + B 障害認定日(初診日から1年6か月が経過した日))
- |
- + C 時効年月日
- |
- + D 受発日(事後重症請求による請求日)
- |
- + E 再請求日(障害認定日請求[遡及請求]による請求日)

★ あらためて遡及請求をし直すとは？

障害認定日請求になるので、B以降の受給権が生じる。

但し、給付の時効の定めがあるので、実際の受給可能期間と異なる(後述)。



次号で「事後重症決定後の遡及請求の手続き」について紹介いたします。